

注 文 書

1 契約番号 2026000073

2 件 名 清掃業務（田尻地区公民館外）

3 場 所 大崎市田尻通木字新合志田 60 番地 外

4 期 間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

5 別添書類

(1) 仕様書

(2) 参考明細書

6 担 当 課 大崎市教育部沼部公民館

清掃業務(田尻地区公民館外)仕様書

大崎市を甲とし、大崎市田尻地区公民館外清掃業務委託契約（以下「契約」という。）にかかる業務（以下「本業務」という。）の受託者を乙とし、本業務を実施するために必要な仕様を定める。

1 業務概要

(1) 件名

清掃業務（田尻地区公民館外）

(2) 履行場所

施設名	所在地
田尻地区公民館（田尻農村環境改善センター）関連施設	田尻通木字新合志田 60番地
大貫地区公民館関連施設	田尻大貫字境 36番地

(3) 従事者及び作業時間

施設名	常駐人数	業務時間
①田尻地区公民館 (田尻農村環境改善センター) (多目的グラウンド) (パークゴルフ場) (テニスコート)	1人	(1) 曜日等 月曜日から金曜日（ただし、祝祭日及び12月29日から1月3日を除く） (2) 時間 月曜日 午前8時30分から午後5時00分 ※休憩時間 午後0時00分から午後1時00分 火曜日・水曜日・木曜日・金曜日 午前8時30分から午後0時00分
②大貫地区公民館 大貫地区公民館体育館 (グラウンド)	1人	(1) 曜日等 月曜日から金曜日（ただし、祝祭日及び12月29日から1月3日を除く） (2) 時間 月曜日・金曜日 午前8時30分から午後5時00分 ※休憩時間 午後0時00分から午後1時00分 火曜日・水曜日・木曜日 午前8時30分から午後0時00分

(4) 契約期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日

(5) 履行期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日

2 業務仕様

(1) 業務体制

①従事者

ア 従事者は、本業務を遂行できる十分な研修を受け、必要な知識と技術を有する者とする。

イ 従事者の服装は統一した作業服とし、常に清潔な身なりを保持する。また、会社名及び氏名を明記した名札を着用する。

ウ 従事者が何らかの理由により勤務できない場合は、代理の者が業務を行う。

②届出

ア 乙は、業務の実施に先立ち、従事者の氏名・住所・性別等を記載した従事者名簿を作成し、甲に提出する。

イ 乙は、従事者を変更する場合は、事前に甲に変更届を提出する。

ウ 乙は、契約締結後直ちに、従事者の配置、始業及び就業の時刻、業務の遂行方法等の管理事項を定めた業務実施計画書を作成し、甲に提出する。

③費用の負担等

ア 本業務に使用する洗剤、材料、機材等一切の資機材は、乙の負担とする。ただし、手洗い用石鹼液、トイレットペーパー及びゴミ袋については、甲の負担により支給するものを使用する。

イ 本業務に必要な控室及び資機材置場は、施設管理責任者が場所を指定し、乙に無償で提供する。

ウ 本業務及び控室の使用により発生する光熱水費は、甲の負担とする。

エ この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 業務内容等

(1) 共通事項

①本業務の実施上必要となる鍵は、作業前に借り受け、業務終了後に返却する。

②本業務は、各場所に最適な資機材を用い、最適な方法で実施する。また、使用する資機材は、乙の資機材であると判別できる表示が入ったものを使用する。

③本業務に使用する資機材は、人体及び環境に配慮した品質の良好なものとし、悪臭を放つ薬品や設備及び建物等に悪影響を与えるものを使用しない。また、感染症拡大防止のため、人の手の触れる個所で使用する洗剤は、殺菌及び消毒効果のある洗剤を使用する。

④室内の備品やOA機器のコード等を破損することがないよう、十分に注意すること。

- ⑤乙は、作業中に器物等を破損したときは、その旨を速やかに甲に報告し、甲の指定する方法により、これを修繕する。なお、修繕に要する一切の費用は、乙の負担とする。
- ⑥乙は、甲の施設において、設備及び建物の故障若しくは異常等を発見した場合は、直ちにその旨を施設管理責任者に報告する。
- ⑦乙は、作業中の安全及び衛生管理には十分留意し、万が一事故等が発生した場合は、直ちに施設管理責任者へその状況を報告する。

4 清掃作業の種類

- (1) 清掃作業の種類は次のとおりとし、施設の各室ごとの清掃の方法は別紙に掲げるとおりとする。
 - ①日常清掃 施設ごとの業務時間内に行うもので、施設の環境維持及び施設利用者が快適に利用するために必要な清掃等をいい、施設の各室ごとに指定する次の各号のいずれかによる方法により行う。
 - ア 掃き掃除 施設の床面の状態により、箒、帶電モップ又は真空掃除機等を使用し、ゴミ・ホコリ等を除去する掃除
 - イ 拭き掃除 施設の床面の状態により、布、モップ等を使用し、適宜、清水、専用洗剤を利用して汚れを除去する掃除
 - ウ 掃き拭き掃除 施設の床面の状態により、ア又はイによる掃除
 - エ トイレ掃除等 トイレの便器の掃除及びトイレ床面の状態により、ウによる掃除を行うほか、トイレ用消耗品（トイレットペーパー、ペーパータオル等）の交換
 - オ その他掃除 施設管理責任者が特に指定する掃除
 - ②定期清掃 年1回（ただし、その他掃除を除く。）施設管理責任者が指定する日に行うもので、日常清掃では取れない汚れ等を、専用機材をもって除去するとともに必要に応じて仕上げ剤等の処理を行う清掃等をいい、施設の各室ごとに指定する次の各号のいずれかによる方法により行う。
 - ア 床面洗浄 清掃機材及び専用洗剤をもって床面の汚れを除去すること
 - イ 床面洗浄ワックス塗布 清掃機材及び専用洗剤をもって床面の汚れを除去し、ワックス等を塗布し床面の仕上げをすること
 - ウ その他掃除 施設管理責任者が特に指定する掃除
 - ③定期窓清掃 年1回施設管理責任者が指定する日に行うもので、日常清掃では取れない窓の汚れ等を、専用機材をもって除去する清掃等をいう。

5 清掃作業についての留意事項

- (1) 清掃作業に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。
 - ① 各施設における日常清掃について、各室内の環境維持及び施設利用者が快適に利用できる状態にあるとき又は未使用の状態にあるときは、当該室内を毎日清掃する必要はないこと。
 - ② ①にかかわらず、各施設のトイレに係る日常清掃は毎日行うこと。
 - ③ ゴミは、施設管理責任者が指定した場所に集積すること。
 - ④ 各施設における日常清掃については、前記4（1）①に係わらず、次の清掃も含まれ

るものとする。

- ア 軽微な汚れの除去
- イ 高所を除くガラス窓の日常的な清掃
- ウ 施設の環境維持に最小限必要なその他の清掃及び除草

6 日常清掃作業日誌の作成及び報告

従事者は、その日の日常清掃が完了したときは、日常清掃作業日誌（別記様式）を作成し、施設管理責任者に報告しなければならない。

7 定期作業報告書の作成

定期清掃の責任者は、定期清掃が完了したときは、定期作業報告書を作成し、施設管理責任者に報告しなければならない。

8 入札・支払

- ①入札金額 入札金額は、契約期間の総額（消費税抜き）とする。
- ②支払方法 請負代金の支払いは、月払いとする。

9 長期継続契約の該当について

本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び大崎市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例による長期継続に該当しますので、以下の点に留意してください。

- (1) 発注者は、翌年度以降における発注者の歳出予算において、契約済の契約金額について減額又は削除されたときは、契約の変更又は解除することができるものとする。
- (2) 受注者は、前項の規定によりこの契約を変更又は解除をした場合において、受注者に損害を生じさせたときは、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

10 暴力団等の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させではない。また、この契約の下請負若しくは受託させた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、該当下請負契約等の解除を求めことがある。
- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力をを行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託させた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への通報が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

11 被災者等の雇用について

本業務の実施にあたり、東北地方太平洋沖地震による被災者等の市内求職者の積極的な雇用に努めること。

(別紙)

田尻地区公民館（田尻農村環境改善センター）

清掃対象室名	面積	床材質	清掃の種類	
			日常清掃	定期清掃
玄関	30.24 m ²	テラゾータイル	掃き拭き清掃	床面洗浄
エントランスホール	185.09 m ²	木床	掃き拭き清掃	床面洗浄ワックス塗布
多目的ホール	378.06 m ²	木床	掃き拭き清掃	床面洗浄ワックス塗布
コミュニティホール	50.75 m ²	ループ絨毯	掃き拭き清掃	簡易クリーニング
図書・資料展示室	58.22 m ²	木床	掃き拭き清掃	床面洗浄ワックス塗布
事務室	14.85 m ²	ビニルタイル		床面洗浄ワックス塗布
相談室	29.40 m ²	ビニルタイル	掃き拭き清掃	床面洗浄ワックス塗布
農事研修室	49.00 m ²	ホモジニアスタイル	掃き拭き清掃	床面洗浄ワックス塗布
農産加工実習室	70.00 m ²	塩化ビニルシート	掃き拭き清掃	床面洗浄ワックス塗布
生活改善研修室	67.66 m ²	畳	掃き拭き清掃	
広縁	23.87 m ²	木床	掃き拭き清掃	床面洗浄ワックス塗布
トイレ I	25.99 m ²	タイル	トイレ清掃	床面洗浄
トイレ II	9.84 m ²	タイル	トイレ清掃	床面洗浄
情報コミュニティ室	63.36 m ²	ループ絨毯	掃き拭き清掃	簡易クリーニング
談話ロビー	73.57 m ²	玄昌石張	掃き拭き清掃	床面洗浄ワックス塗布
後継者育成室	34.29 m ²	ビニルタイル	掃き拭き清掃	床面洗浄ワックス塗布
トイレ III (多目的グラウンド)	29.35 m ²	磁器質タイル	トイレ清掃	

【備考】 延床面積 1,196.40m² (1F 1,010.18m². 2F 186.22m²)
清掃対象面積 1,193.54m² (多目的グラウンド・トイレ29.35m²含む)
定期清掃対象面積 1,096.53m²

(別紙)

大貫地区公民館

清掃対象室名	面積	床材質	清掃の種類	
			日常清掃	定期清掃
エントランスホール	158.00 m ²	木床	掃き拭き清掃	床面洗浄ワックス塗布
事務室	42.00 m ²	塩化ビニルタイル		床面洗浄ワックス塗布
相談室	7.00 m ²	塩化ビニルタイル	掃き拭き清掃	床面洗浄ワックス塗布
図書コーナー	38.00 m ²	木床	掃き拭き清掃	床面洗浄ワックス塗布
託児室	46.00 m ²	ループジュウタン	掃き拭き清掃	簡易クリーニング
軽運動室	197.00 m ²	木床	掃き拭き清掃	床面洗浄ワックス塗布
講習室	51.00 m ²	塩化ビニルタイル	掃き拭き清掃	床面洗浄ワックス塗布
和室	37.00 m ²	畳	掃き拭き清掃	
調理室	87.00 m ²	塩化ビニルタイル	掃き拭き清掃	床面洗浄ワックス塗布
シャワー室	9.00 m ²	磁器タイル	掃き拭き清掃	床面洗浄
更衣室	9.00 m ²	塩化ビニルタイル	掃き拭き清掃	床面洗浄ワックス塗布
男子トイレ	12.95 m ²	塩化ビニルタイル	トイレ清掃	床面洗浄
女子トイレ	12.95 m ²	塩化ビニルタイル	トイレ清掃	床面洗浄
身障者トイレ	5.06 m ²	塩化ビニルタイル	トイレ清掃	床面洗浄
グラウンドトイレ	16.56 m ²	コンクリート	トイレ清掃	

【備考】 延床面積 908.70m²
 清掃対象面積 686.52m²
 定期清掃対象面積 632.96m²

大貫地区公民館体育館

清掃対象室名	面積	床材質	清掃の種類	
			日常清掃	定期清掃
アリーナ	840.00 m ²	木床	掃き拭き清掃	床面洗浄ワックス塗布
玄関ホール	104.33 m ²	塩化ビニルシート	掃き拭き清掃	床面洗浄ワックス塗布
玄関	11.64 m ²	磁器タイル	掃き拭き清掃	床面洗浄
男子トイレ	11.36 m ²	磁器タイル	トイレ清掃	床面洗浄
女子トイレ	8.13 m ²	磁器タイル	トイレ清掃	床面洗浄
身障者トイレ	4.28 m ²	磁器タイル	トイレ清掃	床面洗浄
下足室	5.33 m ²	塩化ビニルシート	掃き拭き清掃	床面洗浄ワックス塗布
事務室	17.21 m ²	塩化ビニルシート	掃き拭き清掃	床面洗浄ワックス塗布
ミーティング室	23.60 m ²	塩化ビニルシート	掃き拭き清掃	床面洗浄ワックス塗布
男子更衣室	10.52 m ²	塩化ビニルシート	掃き拭き清掃	床面洗浄ワックス塗布
女子更衣室	7.92 m ²	塩化ビニルシート	掃き拭き清掃	床面洗浄ワックス塗布

【備考】 延床面積 1,310.94m²
 清掃対象面積 1,044.32m²
 定期清掃対象面積 1,044.32m²

清掃業務(田尻地区公民館外) 参考明細書

※すべて現場管理費及び一般管理費を含む金額

施設別内訳(田尻地区公民館)

名 称 ・ 規 格	呼称	数量	単 価(円)	金 額(円)	記 事
(1) 日常清掃業務					
令和8年度 (45日×7.5時間)+(196日×3.5時間)	時間	1,023.5			
令和9年度 (45日×7.5時間)+(198日×3.5時間)	時間	1,030.5			
(2) 定期床面清掃業務					
1,097 m ²	回	2			
(3) 定期窓清掃業務					
318 m ²	回	2			
日常清掃 小計					(1)
定期清掃 小計					(2)+(3)
田尻地区公民館 計					

施設別内訳(大貫地区公民館)

名 称 ・ 規 格	呼称	数量	単 価(円)	金 額(円)	記 事
(1) 日常清掃業務					
令和8年度 (96日×7.5時間)+(145日×3.5時間)	時間	1,227.5			
令和9年度 (96日×7.5時間)+(147日×3.5時間)	時間	1,234.5			
(2) 定期床面清掃業務					
①公民館 632 m ²	回	2			
②体育館 1,044 m ²	回	2			
(3) 定期窓清掃業務					
①公民館 257 m ²	回	2			
②体育館 162 m ²	回	2			
日常清掃 小計					(1)
定期清掃 小計					(2)+(3)
大貫地区公民館 計					
田尻・大貫地区公民館 合計					
合計					